都立病院労組
Toritsu Hospital Workers' Union
ニュース

第5期 号外
2026.11.17
地方独立行政法人都立病院機構労組
執行委員会発行

できていますか？
超勤申請
できない場合は労働組合へ相談を

ボーナス交渉1次回答 医業収益121億円増にも赤字を理由にボーナス増には「慎重な判断が必要」

看護師の夜勤手当増額 4回の夜勤から加算新設

コメディカル：資格手当は引き続き協議　抗がん剤ミキシング手当新設　夜勤化職場では手当改善

17日、3回目の団体交渉が行われ、機構本部が第1次回答を示しました。職員の切実な要求であるボーナス増については、「25年度損益決算は114億円の赤字であり、機構の経営状況は依然として厳しい状況にある」、「慎重な判断が必要と考える」と従来の説明を繰り返しました。

病院職員のボーナスについては、週2日以上働く職員は、来年度より3年かけて15%まで引き上げる一方で、2日未満の職員については3年かけて5%まで引き下げる提案がなされました。見直しの理由を「同一労働・同一賃金の観点等を踏まえ」としていますが、引上げはともかく、引き下げる理由には当たりません。またこれは、労働条件の不利益変更に当たります。一部労働者の不利益変更を、改善案とセットで提案することは許されません。

手当については、資格手当については「引き続き検討」。手術室手当については、病院により「手術室の業務内容等は異なっており、全病院一律での手術室手当の制度化には問題が多い」と後ろ向きな姿勢を示し、人材確保に向けて「必要な対応を労使で協議していく」としました。しかし、下記に明らかなように、看護師の夜勤手当については改善提案がされており。これが導入されれば、病棟勤務と手術室勤務の手取り格差はますます拡大し、手術室希望者の減少を招くことは確実です。

看護師の夜勤手当については、1勤務16,000円への引上げと4回の深夜勤務について4,000円の加算、5回以上は5,000円の加算（3交代では深夜8回4,000円、9回4,500円、10回5,000円の加算）が提案されました。ただし夜勤専従は対象外です。

当直ではなく夜勤を行うコメディカル・看護助手に対しての夜勤手当の改正も提案されました。深夜勤務5時間以上の場合、5,000円となります。また抗がん剤ミキシングを行う薬剤師、看護師または医師にに日額390円の手当が支給されます。また「日常的にエックス線操作に従事する」救命救急士にも従事者手当の支給が提案されました。

祝日の代休処理については、「代休指定を原則として」おり一律に休日給支給はできないと言いつつも、「職員の労働環境や医療安全面にも十分配慮し、制度の適切な運用に努める」と回答しました。

人員不足については、23年度に比べて約1,200人増と従来と同じ回答を繰り返しました。

ただ働き問題では、「本人が乖離理由の登録を通して労働か否かを確認するとともに、管理監督者においても各職員の労働時間をより適切に把握するよう取り組んでいる」と、乖離理由を自己都合にするよう部下に圧力をかける上司や、一旦退勤打刻してから再び職場に戻るなどの深刻な実態などないような一般的な回答に終始しました。

発行 地方独立行政法人都立病院機構労組
@toritubyoin_ro　都立病院のお役立ち情報を発信しています
あなたの職場の健康度は？いますぐチェック

LINE@
都立病院労組
職場のお悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です